

第12回大清水浄化センター連絡調整会議



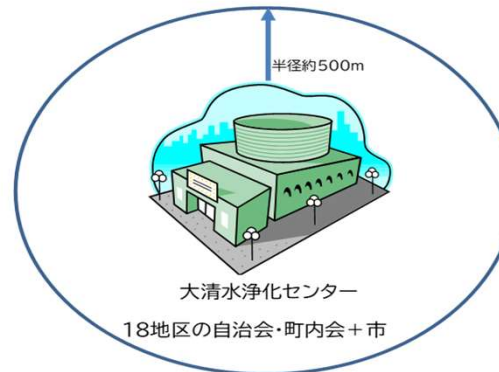
藤沢市下水道
マスコットキャラクター
「ふじまる」

2025年(令和7年)7月5日(土) 10:00～
大清水浄化センター 管理棟 大会議室

藤沢市 道路下水道部

大清水浄化センター連絡調整会議とは

○会議の構成



※18地区の自治会長、町内会長と市で構成する会議です。

○会議の目的

- ・下水処理の仕組み(施設見学)
- ・浄化センター内で行う事業
- ・維持管理の状況
- ・下水道PR事業の案内
- ・その他



(地域)



- 共通認識を図る
- 相互理解を深める



(行政)

○会議の運営

会議は、藤沢市道路下水道部下水道施設課大清水浄化センターが事務局となり、原則として年に一回開催します。
会議の結果は、議事録と説明資料の回覧により、自治会・町内会の皆様へ情報提供を行います。

《問い合わせ先》 藤沢市 道路下水道部 下水道施設課

大清水浄化センター TEL81-8899

下水道の役割

生活環境の改善

下水道は家庭や工場からの排水を速やかに排除し、汚水による生活環境の悪化を改善します。下水道の整備によりトイレの水洗いが進み、悪臭や害虫の発生を防止し、清潔で快適な生活環境を確保します。



浸水を防ぐ

下水道は地表に降った雨水を川や海へ流し、低地部の住居への浸水被害を防いでいます。このためには併せて川も改修する必要があります。

また、近年、宅地化が進み地面への浸透域が減ってしまい、雨水の流出量が増加しています。更に、気候変動により突発的な都市型集中豪雨が頻繁に発生していることなどから、なるべく雨水を地下浸透させたり、貯めたりすることによって川への雨水流出量を抑えることも重要です。



水環境の保全

家庭や工場から排出される汚水をそのまま川や海へ排出すると、水質の汚濁が進みます。下水道は汚水を浄化し、きれいにして川や海へ戻すことで、水環境の保全に大きな役割を果たしています。



資源の有効利用

下水道には利用できる資源やエネルギーがあります。浄化センターで処理した水を再利用したり、汚水を浄化する際に発生する汚泥を資源として活用したり、資源循環型社会を実現するための重要な役割を担っています。

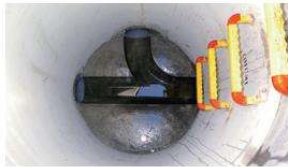


最終沈殿池からの処理水を砂ろ過機に渡し、その水を浄化センター内の機器の洗浄などに使用します。水も大切な資源なので再利用しています。

下水道の処理区域と施設

下水道管

道路の下に網の目状に埋設され、汚水を浄化センターへ、雨水を川などへ流す施設です。



マンホール

下水道管の点検・清掃などの管理のために、人が入るための施設です。道路には蓋しか見えませんが、この下にはマンホールとさらに下水道管が埋設されています。藤沢市のマンホールの蓋は、汚水は市の木である「黒松」、雨水は市の花である「藤」をデザインしています。



貯留管

元々ある下水道管の能力を補うもので、下水を一時的に貯める施設です。浸水被害軽減と、合流式下水道の雨水吐口から一定以上の雨の時に流れる未処理水を減らす役割を担っています。



ポンプ場

ポンプ場には汚水ポンプ場と雨水ポンプ場があり、汚水ポンプ場は下水道管を通り低い土地に集められた汚水を、ポンプでくみ上げて、浄化センターへ送る施設です。雨水ポンプ場は大雨時に雨水を、機械的に揚水して川へ排水する施設です。



辻堂浄化センター

1964年に運転を開始し、南部処理区の汚水を浄化し、相模湾へ放流しています。また、辻堂大清水の両浄化センターの処理過程で発生する汚泥の焼却処理も行っています。



大清水浄化センター

1985年に運転を開始し、東部処理区の汚水を浄化し、境川へ放流しています。



藤沢市の下水処理は、南北に細長く、北部の台地から南部の海岸へ続く地形を活かし、3つの処理区に分けた処理形態としています。

相模川流域処理区

相模川流域処理区は分流式を採用し神奈川県柳島水再生センター（茅ヶ崎市柳島）で、汚水をきれいになっています。

茅ヶ崎市柳島水再生センター
約1万人分の汚水処理

辻堂浄化センターには
テニスコート・
野球場があるよ

辻堂
浄化センター
約22万人分の
汚水処理

南部処理区

南部処理区は一部を除き大部分が合流式下水道を採用しており、辻堂浄化センターで、汚水をきれいになっています。

10万人以上の水をくみ上げています。

5～10万人分

1～5万人分

1000人～1万人分

1000人以下

マルの大きさは施設の規模を示すよ

東部処理区

東部処理区は分流式下水道を採用し大清水浄化センターで、汚水をきれいになっています。

大清水
浄化センター
約18万人分の
汚水処理

汚水・合流幹線

雨水幹線

貯留管

汚水ポンプ場

雨水ポンプ場

浄化センター

下水道の仕組み

水洗トイレ、家庭のキッチン、洗濯などの生活排水や工場排水などの汚れた水を、「汚水」とよび、「雨水」と併せて「下水」とよびます。「下水」は道路の下に埋まっている下水道管へ流れます。「汚水」は下水道管（污水管・合流管）を流れ、浄化センターへ運ばれて汚れを取り除かれた後、きれいな水となって川や海へ流されます。「雨水」は川や海へ直接流れています。

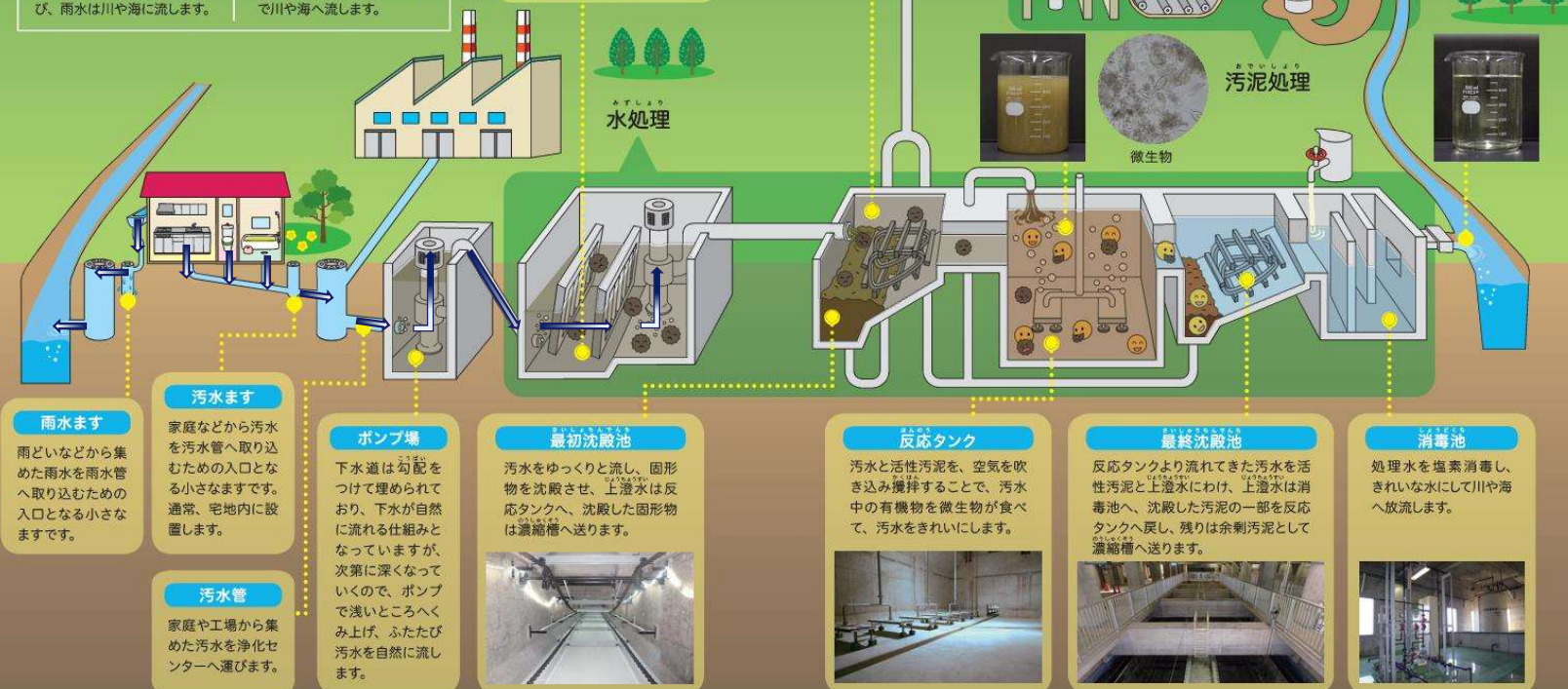
なお、下水道には合流式と分流式の2つの処理方式があります。

合流式下水道

家庭や工場などの汚水を雨水と同じ管（合流管）に集めて流し、汚水は浄化センターへ運び、雨水は川や海へ流します。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管で流す方式。汚水は污水管で浄化センターへ運び、雨水は雨水管で川や海へ流します。



14

15

第12回 大清水浄化センター連絡調整会議資料

令和6年度

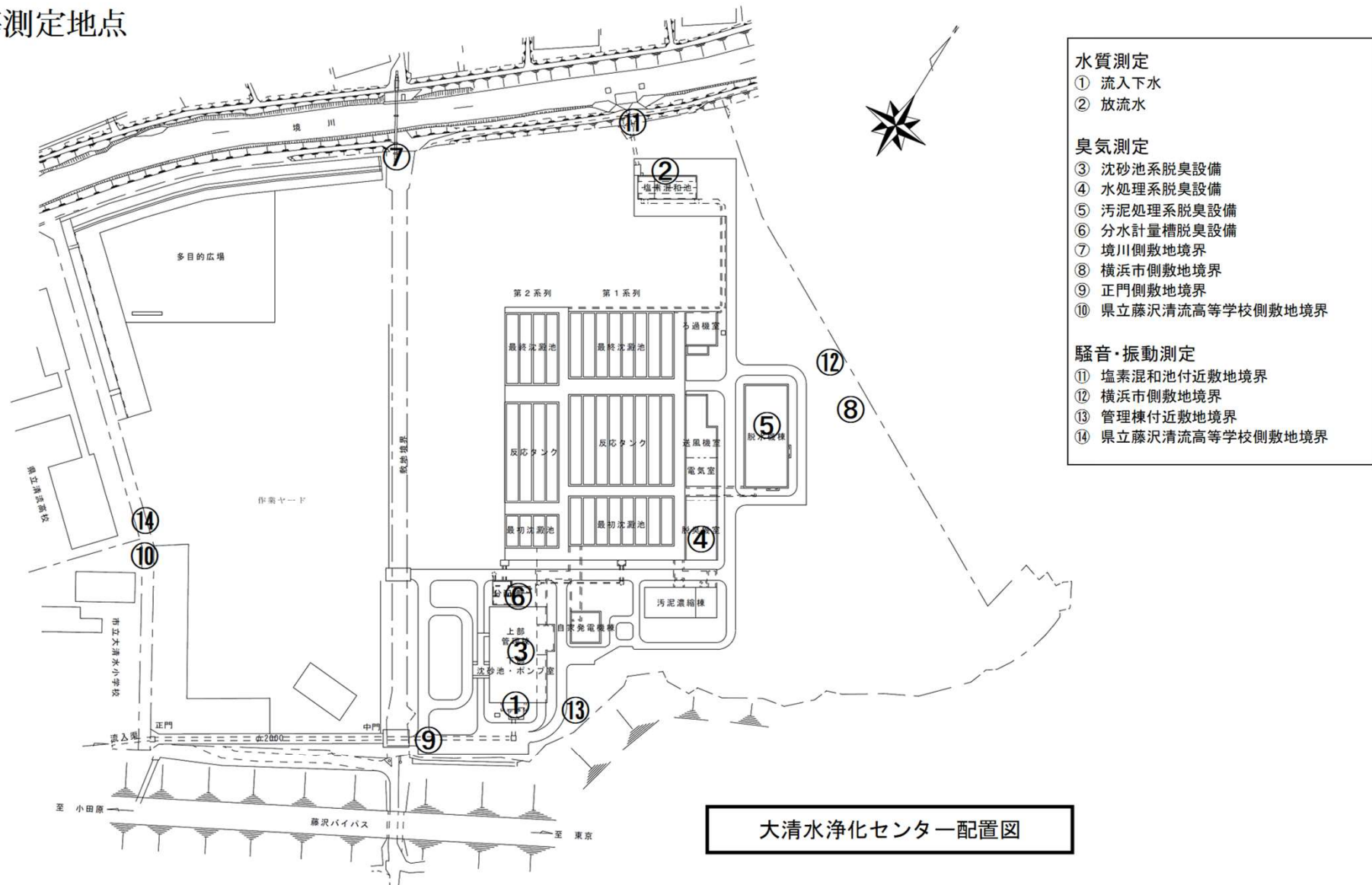
大清水浄化センター維持管理状況

項 目

- 1 水質等測定地点
- 2 水質等維持管理状況
- 3 臭気測定結果
- 4 騒音・振動測定結果

藤沢市道路下水道部下水道施設課

1 水質等測定地点



2水質等維持管理状況

流入水量及び発生汚泥量

	R6年度	R5年度	R4年度
流入水量	61,210 [m ³ /日]	59,450 [m ³ /日]	59,380 [m ³ /日]

水質日常試験結果

(年最大値)

測定項目	流入水①	放流水②	排水基準値
BOD [mg/L]	290	14	25(15)
COD [mg/L]	180	19	25
SS [mg/L]	260	24	70(40)
pH [-]	7.1~8.1	6.5~7.3	5.8~8.6

【放流水の排水基準について】

pH、BOD及びSSは、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、CODは神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制を受けています。

BOD及びSSについては、下水道法で定める計画放流水質を()で示しています。

用語の説明

【BOD(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand】

水中の有機物量を微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で表した、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいくほど、水の汚れの度合いが大きいことを表しています。

【COD(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand】

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。この数値が大きいくほど、水の汚れの度合いが大きいことを表しています。

【SS(浮遊物質) Suspended Solid】

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。

【pH(水素イオン濃度) Potential Hydrogen】

水中の水素イオン濃度[H⁺]を示す尺度で、pHが7のときを中性、これより数値が高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性といいます。流入下水は、一般的に弱アルカリ性です。

基準値超過はありませんでした

臭気測定結果 ()は、基準を示します。

ア 敷地境界(1号基準) 単位 臭気指数 [-]

		6月26日	2月4日
境川側⑦	臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10 (15)
	風向 [-]	東	南東
	風速 [m/s]	<0.1	0.2
横浜市側⑧	臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10(15)
	風向 [-]	西	南南東
	風速 [m/s]	0.1	1.2
正門側⑨	臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10(15)
	風向 [-]	東北東	東北東
	風速 [m/s]	0.2	0.1
藤沢清流高側⑩	臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10(15)
	風向 [-]	北東	南西
	風速 [m/s]	0.5	0.4

用語の説明

【臭気指数】

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水ににおいが感じられなくなるまで無臭空気(無臭水)で薄めたときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数を10倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

イ 脱臭施設(2号基準) 単位 悪臭物質濃度 [ppm]、臭気指数 [-]

		入口		出口	
		6月24日	1月28日	6月24日	1月28日
沈砂池系脱臭施設③	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.041	0.00	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	0.490	<0.006	<0.006	<0.006
	硫化メチル	0.0030	<0.002	<0.002	<0.002
	二硫化メチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	29	19	<12(26)	<12(26)
水処理池系脱臭施設④	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.0020	0.012	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	硫化メチル	0.021	0.011	<0.002	0.010
	二硫化メチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	21	22	16(26)	<12(26)
汚泥処理系脱臭施設⑤	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.0017	<0.0007	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	硫化メチル	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	二硫化メチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	19	14	<12(29)	<12(29)
分水計量槽脱臭施設⑥	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.68	0.31	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	0.16	0.060	<0.006	<0.006
	硫化メチル	0.073	0.040	0.017	<0.002
	二硫化メチル	0.031	0.047	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	35	25	14(34)	<12(34)

ウ 放流水②(3号基準) 単位 [-]

	7月11日	2月7日
臭気指数(規制値)	10(31)	13(31)

測定項目について

悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づき、悪臭について規制地域と規制基準に関し、藤沢市長が告示で規定しています。それにより藤沢市域では、人の嗅覚を用いて悪臭を判定(官能試験といいます。)する臭気指数で規制されています。
大清水浄化センターではこれを受け、敷地境界(1号基準)、脱臭施設出口(2号基準)及び放流水(3号基準)について、臭気指数による臭気測定を実施しています。また、脱臭設備においては、設備の運転状況を把握するため主な悪臭物質の測定も継続して実施しています。
大清水浄化センターが立地する場所は(都市計画法上の用途地域)準工業地域(2種地域)であり、敷地境界の基準(1号基準)は、15と規定されています。なお、住居系地域の当該基準は、10と規定されています。

基準値超過はありませんでした

4騒音・振動測定結果

1. 測定日 2024年12月24日
2. 測定場所及び結果 測定単位:[dB]

(1)塩素混和池付近敷地境界 ⑪ 市街化調整区域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	45	昼間8～19時	30未満	通常運転中
夜間18～23時	47			通常運転中
深夜23～6時	44	夜間深夜早朝 19～8時	30未満	通常運転中
早朝6～8時	45			通常運転中

(2)横浜市側敷地境界 ⑫ 工業地域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	46	昼間8～19時	30未満	通常運転中
夜間18～23時	46			通常運転中
深夜23～6時	42	夜間深夜早朝 19～8時	30未満	通常運転中
早朝6～8時	46			通常運転中

(3)管理棟付近敷地境界 ⑬ 第2種住居地域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	52	昼間8～19時	37	通常運転中
夜間18～23時	51			通常運転中
深夜23～6時	41	夜間深夜早朝 19～8時	32	通常運転中
早朝6～8時	51			通常運転中

(4)藤沢清流高校側敷地境界 ⑭ 第1種住居地域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	46	昼間8～19時	30未満	通常運転中
夜間18～23時	43			通常運転中
深夜23～6時	40	夜間深夜早朝 19～8時	30未満	通常運転中
早朝6～8時	47			通常運転中

※騒音の測定値については、90%レンジの上端の数値。
振動の測定値については、80%レンジの上端の数値。

3. 騒音・振動の規制基準

(1) 騒音の規制基準 単位:[dB]

区域 \ 時間	8:00～18:00	18:00～23:00	23:00～6:00	6:00～8:00
準工業地域 ⑪⑬⑭	60	55	47.5	55
準工業地域 ⑫	65	60	50	60

(2) 振動の規制基準 単位:[dB]

区域 \ 時間	8:00～19:00	19:00～8:00
準工業地域 ⑪⑬⑭	65	55
準工業地域 ⑫	65	60

用語の説明

【デシベル(dB)】

騒音、振動の単位で、基準となる音(振動)の強さとある音(振動)の強さとの比をとってこれを対数表示し、その数値を10倍したものです。日常生活での騒音の大きさは、一般の住宅内 40～50dB、走行中の自動車内 60 dB、電車の中 80 dB、

基準値超過はありませんでした



11

目次

- 1 社会的背景
- 2 国の動向
- 3 ふじさわ下水道ビジョン・中期経営計画
- 4 藤沢市の取組
- 5 今後の取組

1 社会的背景

肥料とは**植物の栄養**として土壌や植物に施されるものと定義されており、植物にとって**必要な成分**が含まれている

三要素	各成分の働き
窒素(N)	植物(特に葉)の成長を促す
りん(P)	開花結実を促す
カリウム(K)	根の発育を促す



農業をはじめ、人々が生活する上で必要不可欠です

1 社会的背景

肥料の主原料である「りん」は輸入に頼っている
世界情勢の変化に伴い、輸入量・価格が不安定になる・・・



下水汚泥・焼却灰にはたくさん肥料成分が含まれます

R4/9/9「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」にて

総理発言

「農林水産大臣を中心に、下水道事業を所管する国土交通省等と連携して、下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大により、肥料の国産化・安定供給を図ること」



下水汚泥・焼却灰の多くは、
埋立や建設資材として再利用されています
一方で、肥料利用は約1割にとどまっています

国土交通省

『発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について』(令和5年3月17日)

全国の自治体に対し

「発生汚泥等の処理に関しては、肥料利用を最優先とし
最大限の利用を検討すること」

農林水産省

『肥料の品質の確保等に関する法律に基づき
普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等』
(令和5年9月1日)

汚泥資源の肥料利用を促進するため、品質管理を徹底し、
肥料成分を保証できるものとした新たな公定規格として
「菌体りん酸肥料」を創設



この規格に認証された汚泥や焼却灰は様々な肥料
メーカーの**肥料原料**として扱われやすくなります

菌体りん酸肥料と認証されるには主に…

- ①重金属の含有量が基準値以下
- ②肥料成分(**りん酸全量**) **1.0%以上**

基本方針3 美しく豊かな環境づくり

【施策11】 循環型社会に向けた資源の再利用

【主な取組の年次計画】	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028～2032 見通し (令和 10～14)
下水道資源の再利用に向けた調査・研究、方針・計画策定	調査・研究、方針の策定					調査・研究の継続、計画の策定
汚泥有効利用の推進	調査・研究		方針の策定		計画の策定	再構築に併せた事業実施



藤沢市の汚泥・焼却灰が
肥料利用に値するのか？

4 藤沢市の取組 (R5年～ R6年)

(1) 肥料としての可能性を分析から模索

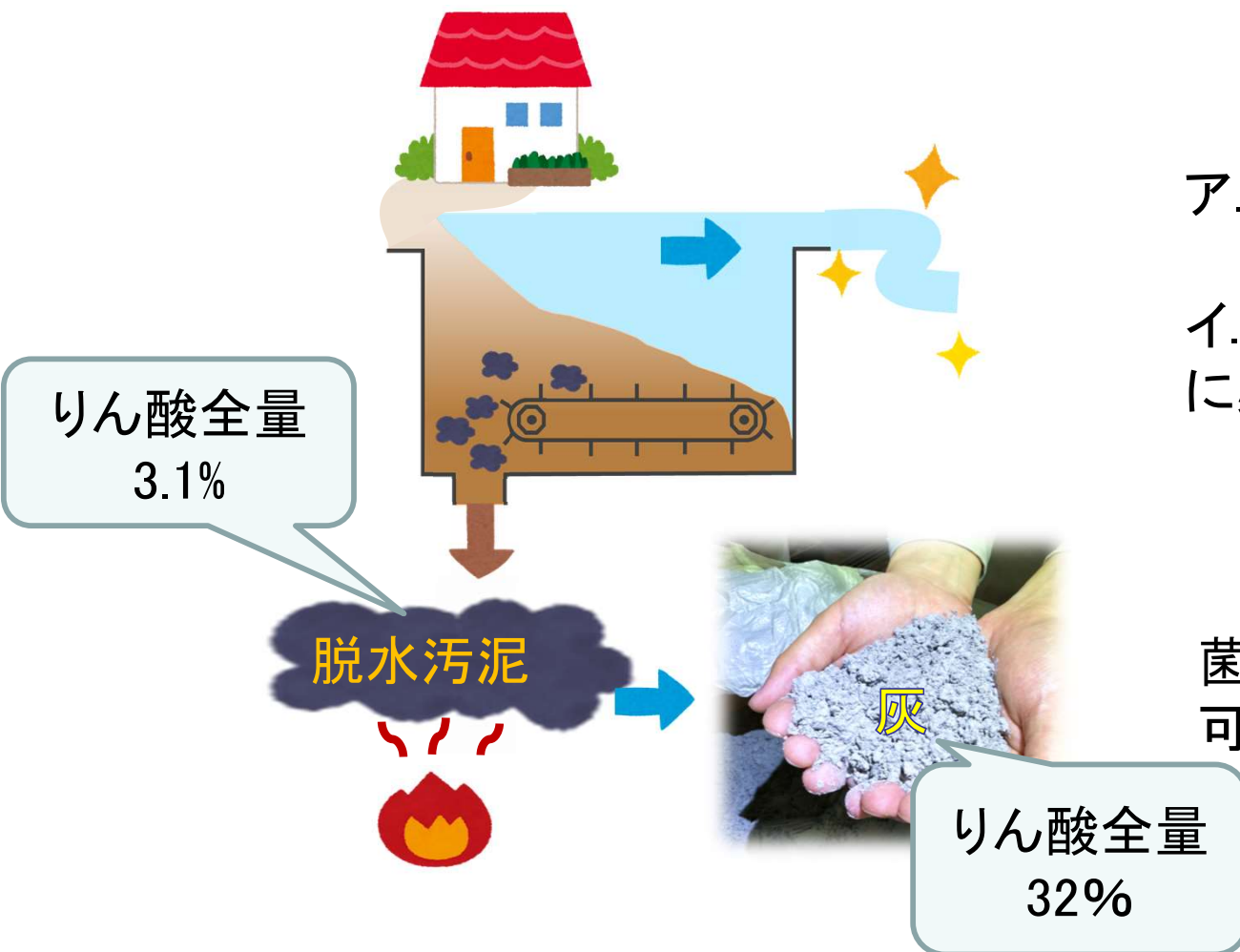


(2) 肥料化に関する情報収集



(3) 本市としての取り組み方を整理

(1) 肥料としての可能性を分析から模索



ア.重金属は基準値以下

イ.肥料成分として菌体りん酸肥料登録
に必要なりん酸全量を確認

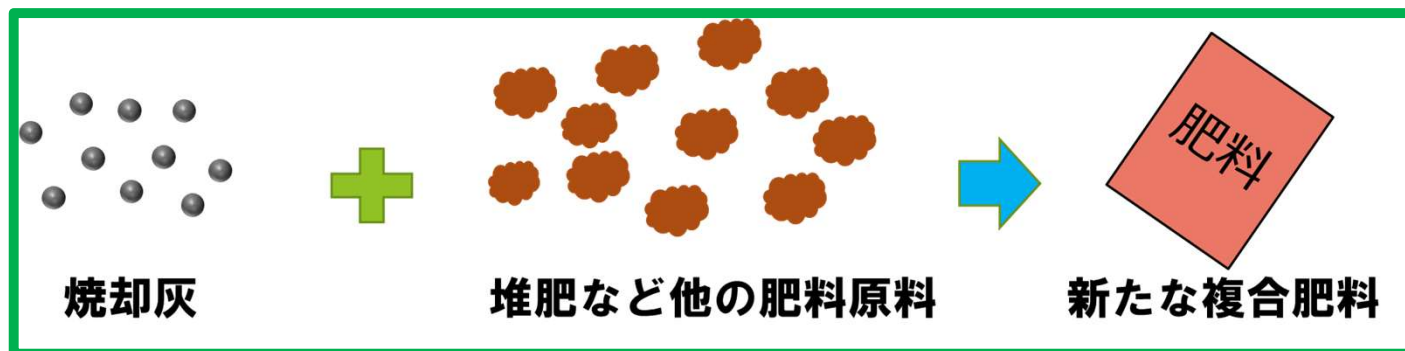
菌体りん酸肥料として、肥料利用できる
可能性が示唆された

(2) 肥料化に関する情報収集の取組

脱水汚泥

➡ 脱水汚泥の肥料化は量的観点において県内需要が見込めない

焼却灰



➡ 肥料原料として利用する方法に可能性があるとの情報を得た

(3) 本市としての基本的な取り組み方(方針)を整理

ア 焼却灰の肥料利用を検討する

➡ 菌体りん酸肥料に登録を目指す

イ 費用負担・投資は最小限にする

➡ 既存施設・設備を流用するものとする

➡ あくまでも肥料メーカーに対する肥料原料供給者の立ち位置とする

ウ 全量肥料化ではなく、まずは可能量から始める



「下水汚泥資源の肥料利用に関する手順書」の
検討フローに合致しています

4 藤沢市の取組 (R6年～現在)



本市としての基本的な取り組み方を整理

肥料化検討の取組項目設定

(1)
情報収集
の取組

(2)
菌体りん酸肥料登録
に向けた取組

(3)
取引先確保に
向けた取組

(4)
市民理解
に向けた取組

(5)
農業水産課
との連携

焼却灰の肥料利用達成

(2) 菌体りん酸肥料登録に向けた取組(継続中)

ア 重金属・肥料成分の分析、植害試験の実施

➡ 登録に必要なデータ等を採取中

イ 重金属濃度変動、肥料成分の発現安定性、に関するに関する調査研究開始

➡ 季節変動や濃度変動要因を調査中

ウ 焼却灰菌体りん酸肥料登録の先行自治体の視察 (2024/10/29 埼玉県現地視察)

➡ 分析方法や運用方法などを学んだ

エ 肥料登録に向けた資料作成

➡ 登録機関と相談し、必要な資料を準備

R7年度中に登録できるように準備を進めています



4 藤沢市の取組 (R6年～現在)

(3) 取引先確保に向けた取組(継続中)

ア 農林水産省主催のマッチングサイトに登録

➡ 本市焼却灰の成分特性などをアピール

イ 肥料メーカーとの取引に関する意見交換

➡ 受け入れの可能性はゼロではない(今後も意見交換を継続)

(4) 市民理解に向けた取組(継続中)

ア 下水道フェアにて啓発活動を実施

(5) 農業水産課との連携(継続中)

ア 農業関係者も交えた意見交換、情報交換を実施

5 今後の取組（現在～）

(1)菌体リン酸肥料登録に向けた取組を継続

重金属濃度変動に関する調査・研究を継続

肥料成分の発現安定性に関する調査・研究を継続

(2)取引先確保に向けた取組を継続

(3)市民理解に向けた取組を継続

(4)農業水産課との連携

その他、様々な情報収集を継続して、
柔軟性をもって対応していく

- ・ 下水道フェアのお知らせ



今年度は

10月13日（月）
（スポーツの日）

辻堂浄化センター
で開催予定です。

参照：ふじさわの下水道（25ページ）

・インスタグラムのご案内

藤沢市下水道PR実行委員会のInstagramでは、藤沢の下水道に関する様々な情報を発信しております。

ぜひフォローしてください
よろしくお願いいたします！



藤沢市下水道PR実行委員会のInstagramは、こちらから！

植栽管理の目的

目的①

生い茂った樹木により暗がりが増加し、
防犯性を欠く恐れがあることを防止します。

※不法投棄や不審者の住み着き等を抑止します。

内部の確認が困難な箇所があります。



生い茂った樹木の状況



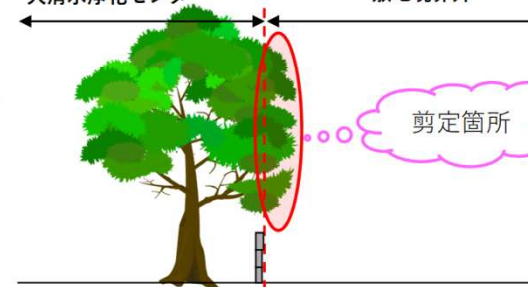
目的②

樹木が敷地境界を越境してしまう恐れがあることを防止します。

敷地境界上部まで枝葉が伸びている箇所があります。



大清水浄化センター 敷地境界 敷地境界外



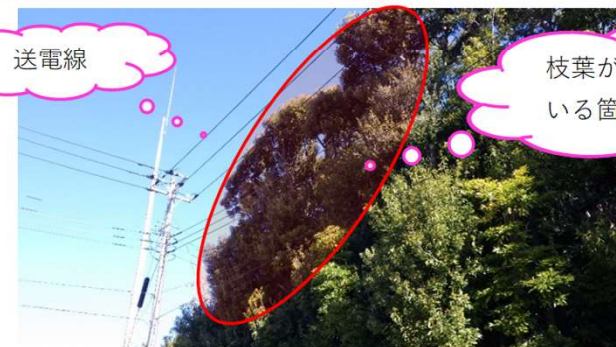
剪定箇所

敷地境界部分の枝葉の剪定イメージ

目的③

樹木が電力会社の送電線に接触し、
近隣に停電を引き起こす恐れがあることを防止します。

送電線

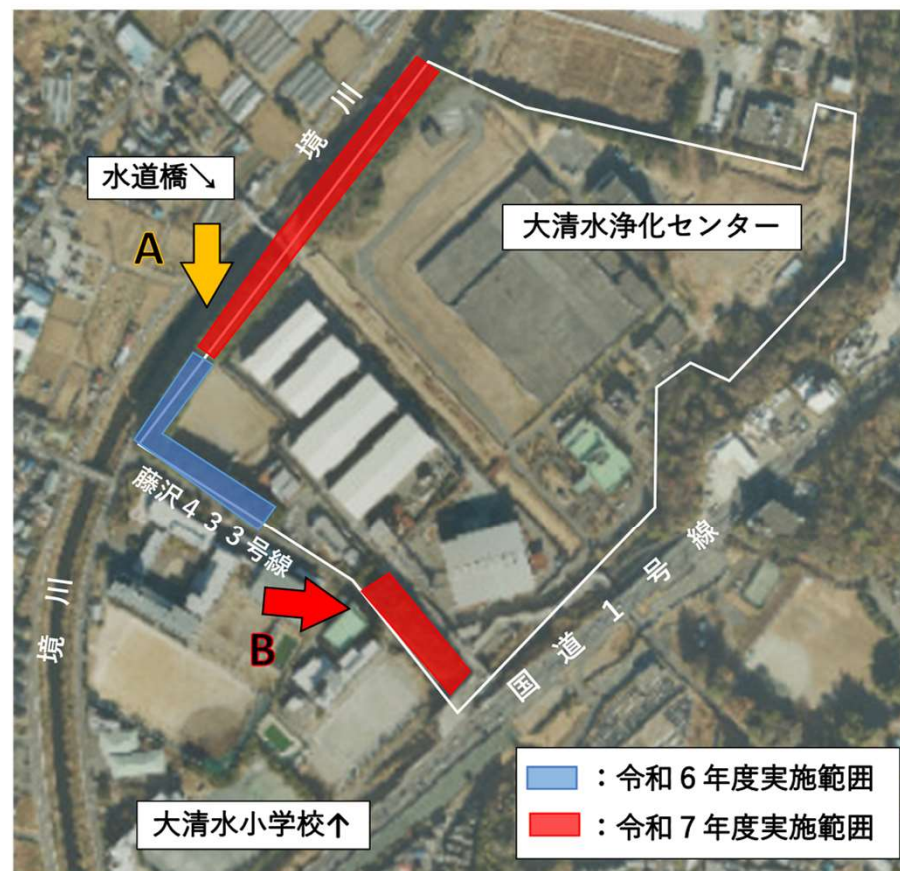


枝葉が電線と近接している箇所があります。



植栽管理の実施内容

- ① 令和6年度は青色部分の樹木を対象に、植栽管理を実施しました。
- ② 令和7年度は赤色部分の樹木を対象に、植栽管理を実施します。
- ③ 今年度以降も段階的に植栽管理を行い、最終的には高さ約10mまで切下げを行います。

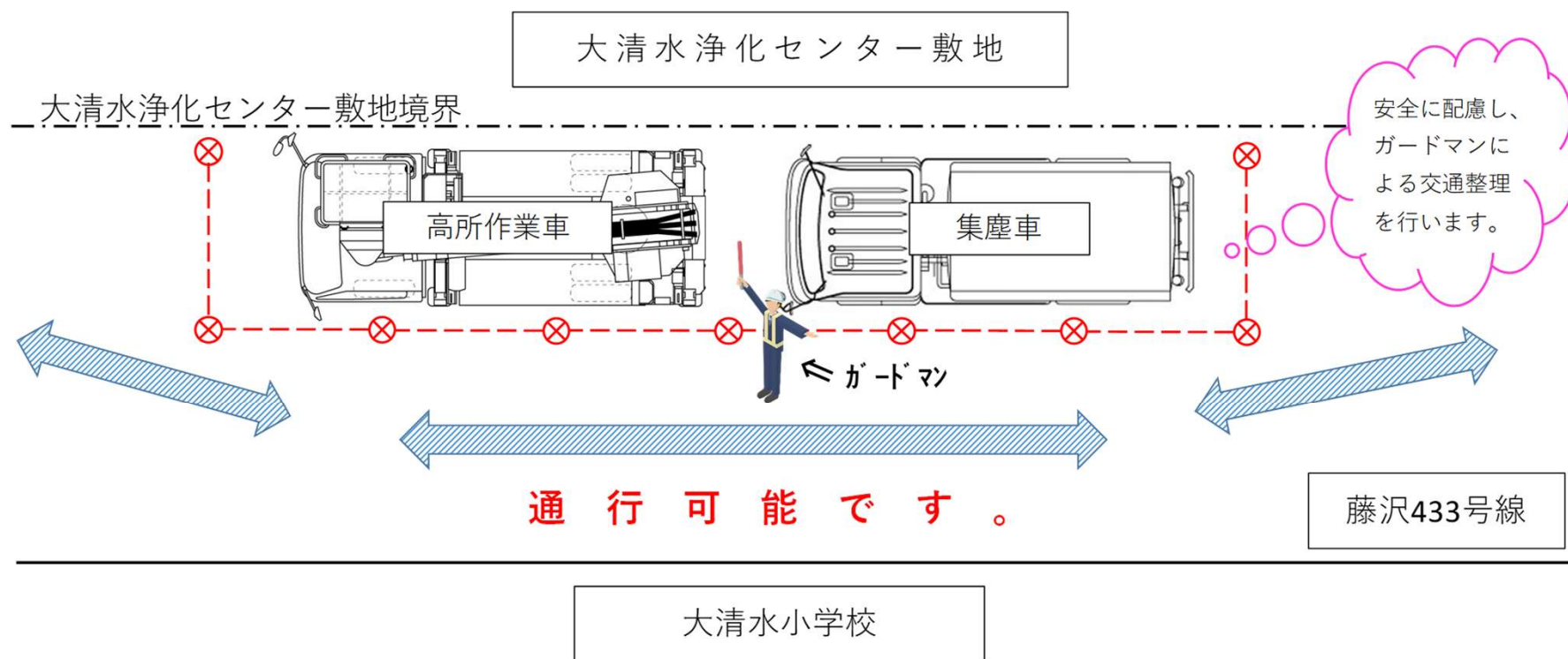


大清水浄化センター配置図



植栽剪定・切り下げ作業について

令和8年1～3月頃に約1か月間、大清水小学校沿いの樹木の「剪定」「切り下げ」を行います。
作業に伴い、数名の作業員と工事車両（高所作業車1台・集塵車1台）を大清水小学校前に配置させていただきます。なお、**作業中であっても、歩行者や自転車は通行が可能**ですので、ご理解の程よろしくお願い致します。



資料 7

2025 年（令和 7 年）7 月 5 日

大清水浄化センター連絡調整会議
自治会・町内会の皆様

大清水浄化センター長

大清水浄化センター周辺樹木の植栽管理について（お知らせ）

盛夏の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本市下水道行政にご協力をたまわり感謝申し上げます。

さて、大清水浄化センター周辺の樹木は、大清水浄化センター建設当時から環境保全林として皆様に親しまれてきたものです。昨今、樹木が大きく育ち、防犯や安全等の観点から、剪定、切り下げ、間引き等が必要になりました。

過年度より実施して参りました植栽管理について、今年度以降も添付資料の実施内容に基づき、継続して計画して参りますので、宜しくお願い致します。

なお、令和 7 年度の樹木剪定、切り下げ、間引き等の作業は、大清水小学校前に高所作業車、ガードマン、カラーコーン等を配置し、歩行者の通行に支障がないよう十分配慮して実施いたします。皆様にはご不便をお掛けしますが、宜しくお願い致します。詳しくは、添付資料をご覧ください。

- 1 作業場所：大清水小学校前（添付資料 B 部）
- 2 作業期間：令和 8 年 1 月から 3 月（日、祝日を除く）
- 3 作業時間：8：30～17：00

以上

（事務担当）〒251-0002

神奈川県藤沢市大鋸 1，500 番地
藤沢市 道路下水道部 下水道施設課
大清水浄化センター 堀 日向
電話 0466-81-8899
FAX 0466-83-4066

大清水浄化センター連絡調整会議規約

(情報提供)

第5条 藤沢市は連絡調整会議終了後に議事録を作成し、説明資料と合わせて
連絡調整会議を構成する自治会・町内会に回覧するものとする。

市
議事録の作成と資料の印刷



自治会・町内会
各戸への配布

多い自治会・町内会では
90部を超える場合も…



大清水浄化センター連絡調整会議規約 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
(情報提供) 第5条 藤沢市は連絡調整会議終了後に議事録を作成し、説明資料と合わせて <u>藤沢市下水道施設課ホームページに掲載</u>するものとする。	(情報提供) 第5条 藤沢市は連絡調整会議終了後に議事録を作成し、説明資料と合わせて <u>連絡調整会議を構成する自治会・町内会に回覧</u>するものとする。

今後の進め方について(案)

規約の改正には会員(自治会・町内会の会長)の過半数の同意が必要※

※大清水浄化センター連絡調整会議運営要領 第7条

令和7年度内の規約改正を目標に各自治会・町内会と調整

従来方式と並行して試行的に本日の資料をホームページに掲載予定

